

令和8年2月24日

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2項第5号の人事 院が定める組織は、次に掲げる ものとする。	規則第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2項第5号の人事 院が定める組織は、次に掲げる ものとする。

一～十二 (略)	一～十二 (略)
十三 サイバー通信情報監理委 員会事務局	(新設)
十四～二十二 (略)	十三～二十一 (略)

以 上